

令和4年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第12回総会

日 時 令和4年12月26日（月）午前9時00分  
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

### 出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

### 事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 土田 修	

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）  
農地の用途変更について

### 議事

- (1) 議第50号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第52号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時03分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。よろしくお願ひします。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、8番の大泉委員、16番の山田委員にお願いいたします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いいたします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。  
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長            ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長                    ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事）    特にありません。

木村議長                    それでは、早速議事に入ります。

議第50号から議第52号までの議案について、一括上程  
します。

- （1）議第50号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- （2）議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- （3）議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第50号から議第52号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。  
菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人    はい、議長。17番、菅井です。

去る12月19日に開催されました事前審査会の報告を行  
ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区  
担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査報告に基づ  
く審査と、事前審査会の現地調査として、農地法第5条の許  
可申請案件2件を審査しました。

農地法第5条、順位34番、西根地区の廃棄物保管場所の  
ための転用案件と順位35番、柴橋地区の賃貸アパート建築  
のための転用案件です。

いずれも、計画どおりであれば、特に問題はないと判断し  
ました。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時40分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

議第50号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第50号「農地法第3条の規定による許可処分について」8ページをお開きください。順位62番。

(議案書順位62番朗読)

12月14日に寒河江地区・南部地区の担当農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地を確認してきました。申請地は、地図の通りであります。隣接したさくらんぼ畑が譲受人の耕作地であります。譲受人は山形市在住ですが、職場

が寒河江市のため10年以上前から隣の畑で耕作していますので、計画通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位63番。

(議案書順位63番朗読)

こちらと同じく12月14日に現地調査しました。申請地は地図の通りで5筆になります。すべてさくらんぼ畑です。孫への経営移譲のための申請となります。計画通りであれば問題はなく、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。柴橋地区、後藤委員お願いします。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。  
9ページになります。順位64番。

(議案書順位64番朗読)

申請地は地図の通りですが、金谷地内の11筆でぶどう畑、さくらんぼ畑になります。貸人と借人は親子関係で経営移譲での申請となります。12月15日に地区の担当農業委員、農地利用最適化推進委員で現地を確認してまいりました。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位65番。

(議案書順位65番朗読)

申請地は地図の通りですが、譲受人は息子さんになります。周りが住宅地に囲まれており、今後息子さんが住宅を建てる

予定とのことでした。12月15日に地区の担当農業委員、農地利用最適化推進委員で現地を確認してまいりました。申請通りであれば周りの状況から問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員

はい、議長。9番、影沢です。

10ページ、順位66番です。

(議案書順位66番朗読)

12月17日に高松地区・醍醐地区の担当農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地を確認してきました。申請地は、地図の通りであります。3筆で田になります。もともと譲受人が借りて耕作していた農地であり、今回所有権移転ということで問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。

10ページ、順位67番です。

(議案書順位67番朗読)

12月13日に白岩地区の担当農業委員、農地利用最適化

推進委員全員で現地調査しました。申請地は地図の通りで9筆になります。すべてさくらんぼ畑で経営移譲のための申請となります。引き続き耕作するもので計画通りであれば問題はなく、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長                    ありがとうございました。続いて農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）    はい、議長。

順位62番から順位67番の案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

木村議長                    ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長                    意見がございませんでしたので採決します。

議第50号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長                    全員賛成ですので、議第50号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。  
寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」8ページをお開きください。順位32番

(議案書順位32番朗読)

12月14日の寒河江・南部地区農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。場所は西浦工業の駐車場の隣の農地になります。従業員が増加したため、駐車場と資材置き場が不足したため隣接地を購入する計画に至ったとのこと。周りは住宅地で周辺への影響もなく、計画通りであれば問題はなく事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

同じく12ページ。順位33番です。

(議案書順位33番朗読)

12月15日に西根地区、三泉地区の農業委員、推進委員で現地確認してまいりました。場所は国道112号線のJA給油所から500メートルほど入ったところになります。周

りはほとんど住宅地となっており、残された農地も貸人の農地であり、計画通りであれば問題ないと見てきました。地区審査、事前審査会でも異議ありませんでした。続きまして、13ページ、順位34番。

(議案書順位34番朗読)

12月19日の事前審査会の時に出席農業委員、推進委員で現地確認してまいりました。雨水対策、汚水対策、破碎したものの処理方法などについて計画通りであれば問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

14ページになります。順位35番。

(議案書順位35番朗読)

場所については陵南中学校の向かいになります。周りは住宅地、アパートになっており計画通りであれば問題ないと見てきました。12月19日の事前審査会の時に出席農業委員、推進委員で現地確認してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位 3 2 番は、従業員駐車場及び資材置場のための転用申請です。当該地は、第 1 種農地と第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当します。そして、土地選定理由書より、当該地は代替性のないことが認められるため、立地基準を満たすと考えます。

順位 3 3 番は、専用住宅建築のための転用申請です。当該地は、10 ha 以上の一団の農地区域内に含まれるため、第 1 種農地に該当します。転用目的は集落接続要件を満たしており、かつ、土地選定理由書より、当該地は代替性のないことが認められるため、立地基準を満たすと考えます。

順位 3 4 番は、廃棄物保管場所及び駐車場のための転用申請です。当該地は、農振農用地区域から除外されており、第 1 種農地に該当します。転用目的は、市街地に設置することが困難又は不適當な施設に該当し、第 1 種農地の立地基準を満たすと考えます。

なお、当申請は転用面積が 3,000 m<sup>2</sup> を超えるため、県農業会議への諮問が必要な案件です。

順位 3 5 番は、賃貸アパート 2 棟建築のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域に定められていないものの、用途地域に隣接しており、市街地又は市街地化傾向が著しい区域内の農地と認められるため、第 3 種農地に該当します。

以上、順位 3 2 番から順位 3 5 番にかかる一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適事項はなく、問題はないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事

務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第51号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」

17ページをお願いします。

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。寒河江地区23筆、田が2.70ヘクタール、畑が0.36ヘクタール、樹園地が0.65ヘクタール、計3.70ヘクタールになります。南部地区13筆、田が0.28ヘクタール、畑が0.73ヘクタール、計

1. 01ヘクタールになります。西根地区2筆、畑が0.13ヘクタール、樹園地0.07ヘクタール、計0.2ヘクタールになります。高松地区3筆、田が0.28ヘクタール、樹園地が0.19ヘクタール、計0.46ヘクタールになります。認定農業者への集積ということで地区審査会では異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。同じく17ページ

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。借人は柴橋地区在住ですが農地が寒河江地区ということで集計は寒河江地区に計上なっています。認定農業者への集積ということで地区審査会では異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。同じく17ページ

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。白岩地区3筆、樹園地が0.32ヘクタールになります。認定農業者への集積ということで地区審査会では異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第52号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第52号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案についてはすべて議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時20分

令和4年12月26日

第12回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 8番委員.....大泉孝彦.....

議事録署名委員 16番委員.....山田和義.....